

平成31年度 鷺宮小学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめは絶対に許さない」、「児童を守る」という強い決意のもと、保護者や地域、関係機関との連携を図り、あらゆる方策を講じていじめの未然防止及び早期発見、早期解決のための対策を行う。

【いじめの定義】

本方針において「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて間接的に行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを用い、いじめの有無の判断は、「受けている児童の気持ち」によることとする。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う。

【いじめの禁止】

「いじめは絶対にしない。絶対に許さない。」

【学校及び職員の責務】

学校では、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの防止に全力で取り組む。いじめを発見したら、適切かつ迅速に対応するとともに、関係機関と協力して早期解決を図るよう努める。また、被害にあった児童に寄り添い守るとともに、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織

学校におけるいじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見・早期対応を組織的に行うために生徒指導推進委員会を活用し、問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換及び共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを定期的に行う。また、いじめ発生時は、必要に応じて外部専門家を活用し、対応に当たる。

(1) 名称 いじめ防止委員会（別紙参照）

(2) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年代表(教育心理・教育相談主任含む)
養護教諭・ふれあい相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者

(3) 会議内容

- ・各学年から、児童の状況を報告する。
- ・問題行動等にいじめへの発展性やいじめの兆しがあるか、確認する。
- ・いじめ事案に対しては、対応策を検討する。
- ・いじめ防止のための調査方法等を検討する。

(4) 開催

毎月2回以上開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(5) いじめ事案発生時の特別組織

いじめ事案が発生した場合は、必要に応じて外部専門家(市教委の指導主事、ふれあい相談員等)を加えて組織する。

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

①教職員の言動・姿勢として、以下のポイントをおさえた指導に、全教職員共通理解のもと、学校をあげて取り組む。

i 児童との信頼関係を築く。

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせるとともに、いじめを見て見ぬふりをすることは、観衆や傍観者としていじめに加担している存在に等しいことをわからせる。

ii 保護者との信頼関係を築く。

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校基本方針については、ホームページや学校だより等で保護者や地域住民に知らせるとともに入学時や年度始めに児童や保護者等に説明する。

iii いじめに気付けるよう教職員のアンテナを高くする。

- ・児童の小さな変化・サインを見逃さない生徒指導を推進する。
- ・児童間のトラブルには複数の目で対応する。
- ・けんかやふざけ合いでもあっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、その背景を調査する。
- ・校内研修を通して、教職員のいじめの防止等に対する理解を深める。
- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・児童同士、児童と教員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動によって児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。

② 道徳教育の充実

- i 各学年において、特別の教科 道徳の授業を計画的に行い、道徳教育の充実を図り、「思いやり」や「自他の生命の尊重」、「公正、公平」などの心を育てる。
- ii 学校行事やふれあい活動などを通して多くの人々とのかかわりを持ち、豊かな体験を重ねる。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- i 各教科等における情報教育の充実
- ii 児童を対象として情報モラル研修会の実施
毎年5年生を対象に、講師を招聘して情報モラル講演会（インターネットの危険性、携帯・スマホの安全な使い方等）を実施する。
- iii 保護者を対象として情報モラル研修会の実施
保護者を対象に講師を招聘した情報モラル講演会（インターネットの危険性、携帯・スマホに潜む危険性等について）を実施する。
- iv 「子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール」「鷲宮小学校のスマホ・ケータイの3か条」を活用して適切な利用を指導する。

④ 啓蒙活動

- i 人権作文・メッセージの作成やいじめ防止の標語づくり
- ii 第2回久喜市中学校サミット共同宣言の活用

第2回久喜市中学生サミット共同宣言
テーマ「いじめゼロ！今、私たちにできること。」

- 1 学校全体でお互いを認め、大切にし合える取組をします。
 - (1) 人の目の届かない場所をつくらないようにします。
 - (2) 学校全体で信頼を深め、気軽に相談できる場をつくりまします。
 - (3) 仲間のよいところを見つけられるレクリエーションに取り組みまします。
- 2 人とのつながりを大切に、優しさをもちまします。
 - (1) 周りに流されず、自分の考えをしっかりとちまします。
 - (2) 信頼できる本物の友人をつくりまします。
 - (3) 相手の良いところを見つけ、お互いを認め合います。
- 3 いじめをなくすために、本当の思いやりと勇気を育てまします。
 - (1) 見て見ぬふりをなくすために、相談できる仲間をつくりまします。
 - (2) 一人一人の仲間の気持ちを考えて、あたたかい声をかけまします。
 - (3) いじめを見たら、強い意志をもって誰かに伝えまします。

以上、3点の実行に力を注ぎ、久喜市の中学校をよくするために生徒会が中心となって生徒自らが考え、行動することを誓います。

平成25年8月23日 久喜市全中学校生徒会一同

(2) 早期発見

① 早期発見のための措置

i 児童調査の実施

- ・友だちアンケートの実施……毎月

ii 保護者調査の実施

- ・教育活動アンケートの実施……年1回

iii 個人面談（夏季休業中）における保護者からの情報収集

② 相談体制の整備

i 教育相談室、ふれあい相談員の活用

日頃から話しやすい相談室となるように努め、いじめや悩み等に関わらず気軽に相談できるような雰囲気をつくる。

ii 教育相談委員会の実施

校長、教頭、教務主任、教育心理・教育相談主任、生徒指導主任、養護教諭、ふれあい相談員で構成し、毎月1回実施する。

iii 個人面談の実施

夏季休業中を利用して、個人面談を実施し、保護者との連携を図る。

(3) いじめに対する措置

① いじめの事実確認

i 正確な情報把握

- ・いじめを発見し、または相談を受けた場合には、すみやかに「いじめ防止委員会」にいじめに係る情報を報告する。
- ・当事者双方と周りの児童から個々に状況を聞き取り、記録する。
- ・聞いた情報を付き合わせ、情報を共有するとともに、合わないところは再度聞きなおす。

ii 指導方針の決定

- ・指導の方針を決定し、全教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を行う。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

iii 児童への指導・支援

いじめた児童といじめられた児童の双方の指導・支援を行う。

iv 保護者との連携

いじめた児童といじめられた児童の双方の保護者と直接面会し、連携を図る。

② いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

i 児童に対して

- ・事実確認をしっかりと行う。
- ・「最後まで守り抜くこと」、「秘密は守ること」を伝え、心の安定を図る。
- ・必ず解決できるという希望がもてるように話す。

ii 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに複数の教職員で家庭訪問し、保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらうとともに、継続して家庭と連携をとりながら解決に向かって取り組んでいくことを伝える。また、状況をこまめに連絡する。

③ いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

iii 児童に対して

- ・ 事実確認をしっかりと行うとともに、児童の気持ちをしっかりと聞き、児童の背景にあるものを探る。
- ・ いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させるよう語りかける。

iv 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 家庭で児童の変化に注意してもらうとともに、継続して家庭と連携をとりながら解決に向かって取り組んでいくことを伝える。また、指導経過を連絡し、協力を得られるようにする。

④ いじめの解消

いじめを認め、謝罪するだけで解消とするのではなく、被害者に与える行為が止んでいる期間が3か月を目安とする。しかしこの目安に関わらず、いじめ防止委員会の判断で、長期の期間を設定するものとする。また、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

⑤ 所轄警察署との連携

- ・ いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められるような場合は、早期に所轄警察署に相談し、連携を図る。
- ・ 児童の生命・身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに所轄警察署に通報する。
- ・ 普段から、学校警察連絡協議会や生徒指導推進委員会などを通して、所轄警察署との連携を図る。

⑥ 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめ未然防止に関する措置を定めること

他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合には、いじめ等調査委員会を開催し、市教委の指導の下、懲戒や出席停止等の措置を検討する。

4 重大事態への調査

(1) 重大事態とは以下の場合を示す

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 児童生徒が自殺を企図した場合② 身体に重大な傷害を負った場合③ 金品等に重大な被害を被った場合④ 精神性の疾患を発症した場合⑤ 30日以上欠席の場合⑥ 児童・保護者からの申し出があった場合 |
|---|

(2) 組織

教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(3) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年代表(教育心理・教育相談主任含む)
養護教諭・ふれあい相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
学校運営協議会会長・久喜市教育委員会指導主事・民生児童委員・その他学校長が認めるもの

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・当事者双方と周りの児童から個々に状況を聞き取り、記録する。
- ・状況によっては、学級や学年・学校全体としてアンケート調査をする。
- ・いじめを受けた児童の保護者からも状況を聞き取り、記録する。
- ・知り得た情報は、対策組織において共通理解し、不明な点や矛盾点等が出た場合には、再度の聞き取りやアンケート等を行う。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ・調査結果は、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果は、教育委員会に報告する。
- ・調査結果は、対策組織において共通理解を図るとともに、窓口は一本化する。

鷺宮小学校 いじめ問題への組織的対応図

